

財政収支の見通し

1 府財政の現状

府財政危機の要因

- 現在の本府の財政危機は、
 - ・ 長引く景気低迷の影響による府税収入の大幅かつ急激な落ち込み
 - ・ 大都市を抱える都道府県の財政安定化に十分配慮されていない地方税財政制度
 - ・ 右肩上がりの経済成長と豊富な税収を前提に、府自身があればこれも行ってきた施策構造からの転換の遅れ
 - ・ 行政需要の増大に応じて大量採用した教員・警察官を含む職員の人件費や、過去の地方債の発行に伴う公債費など義務的経費の増加
 などの要因があいまった結果であると考えられる。

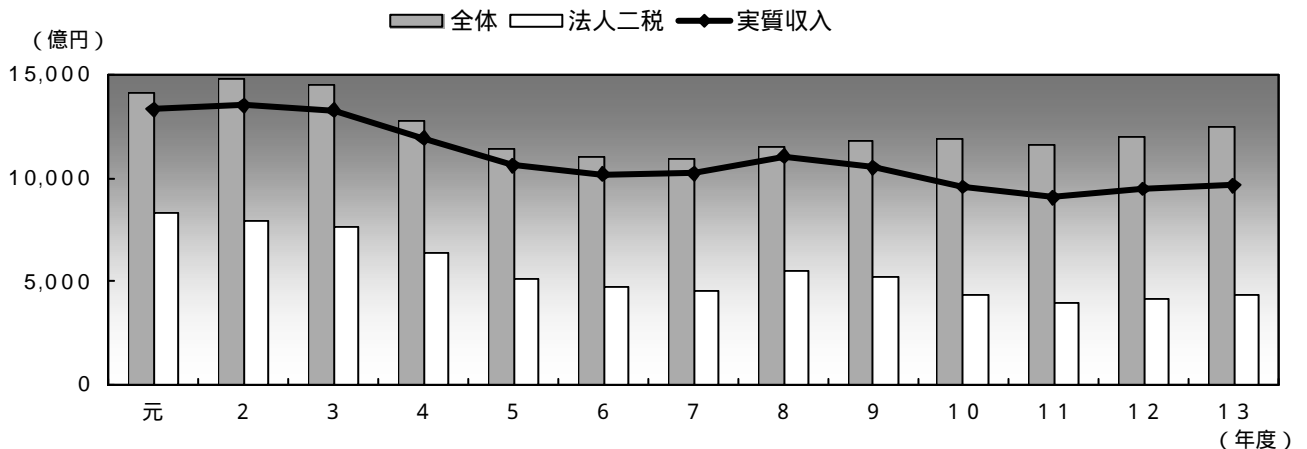
府税収入の落ち込み

- 本府は、他の都道府県に比べて、歳入に占める府税収入の割合が大きく、中でも、景気変動の影響を受けやすいいわゆる法人二税（法人府民税及び法人事業税）のウェイトが高い。これが平成に入ってから長期不況の影響を受け、長期間にわたって大きく落ち込んだ。この結果、平成 13 年度当初予算における府税収入をみると、実質収入では、ピーク時（平成 2 年度）の約 7 割（昭和 62 年度を下回る水準）、法人二税にいたっては、ピーク時（平成元年度）の約半分（昭和 58 年度を下回る水準）となっている。

このように、景気変動に左右されやすく不安定な税収構造が、本府の財政危機の大きな要因の一つとなっている。

	ピーク時（年度）	13 年度当初	差 引	比率
府税の実質収入	1 兆 3,510 億円（H 2）	9,633 億円	3,877 億円	71.3%
うち法人二税	8,351 億円（H 元）	4,384 億円	3,967 億円	52.5%

府税収入の推移



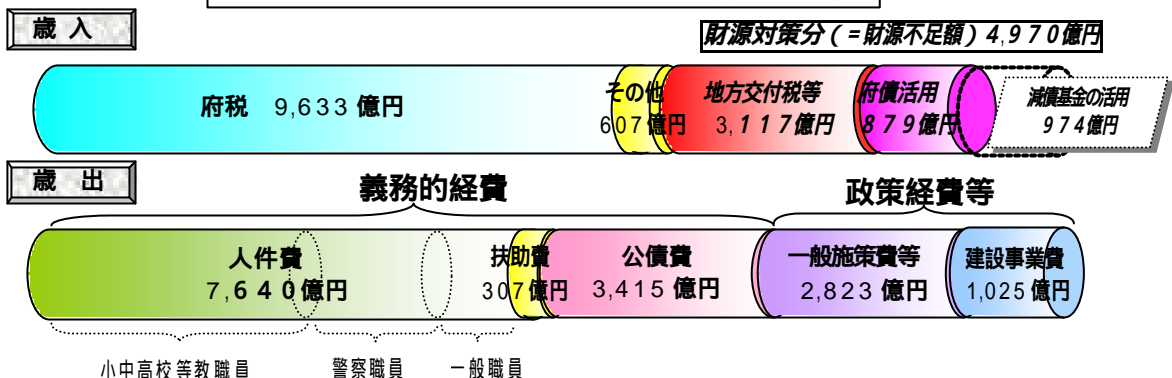
(注1) 府税の実質収入とは、(府税 + 譲与税 + 清算金収入) - (税関連の市町村交付金、清算金支出、還付金等)である。

(注2) 13 年度は当初予算ベースである。

財政の著しい硬直化

- 府税収入が低迷する一方で、歳出は、人件費や公債費などの義務的経費や府民サービスに直結する補助費等、経常的な支出はなお増加傾向にある。歳出の中には、国庫補助負担金や、教員・警察官の定数のようにあらかじめ国が法令等により基準や負担割合を設定し、府独自の判断では見直しや縮減が難しい施策・事務事業が多い。しかし、将来を見通しての社会経済情勢の変化等に応じた施策の構造転換に向けた取組が遅れた点は否めない。
- このため、本府では、行政改革大綱（平成 8 年 1 月）、財政健全化方策（案）（同年 8 月）をとりまとめ、財政健全化に向けた取組の具体化を図ったが、なお厳しい財政制約の下、歳入・歳出両面にわたるさらに徹底した見直しを行うため、財政再建プログラム（案）（平成 10 年 9 月）を策定し、その推進を図る一方、行政評価などの手法も取り入れ、ゼロベースの視点で点検を行ってきた。その結果、この間の財政再建団体への転落は免れたものの、税収の回復が見られない中、府財政は依然として危機的な状況にある。
- こうした状況の下、本府財政は、平成 10 年度以降 3 年連続して赤字決算となり、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成 6 年度から 100% を超える異常事態が続き、平成 4 年度以降は、連続して全都道府県でワースト 1 となっている。また、特別な財源対策がなければ、平成 10、11 年度は、財政再建団体転落ラインを超えるという、悪化した財政状況にあった。
- 平成 13 年度当初予算においても、人員削減等の内部努力とともに、行政評価を通じた施策全般の見直しを行ったものの、4,970 億円もの財源不足に直面し、交付税や府債の活用など現行の地方税財政制度上の措置を加えても、なお不足する 974 億円については、緊急避難的な措置として、府債の将来の償還財源である減債基金からの借入れを行うことにより、何とか当初予算を編成した。

平成 13 年度当初予算における一般財源の内訳



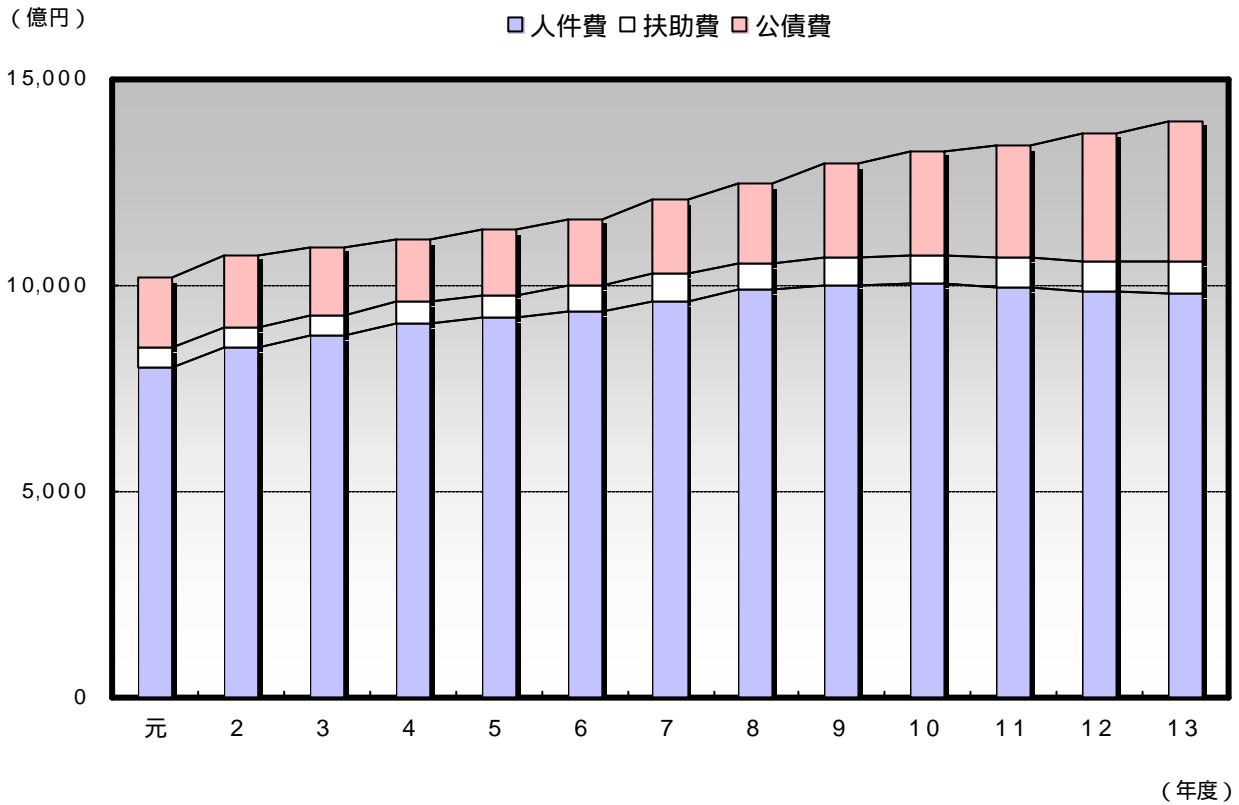
一般会計決算収支の推移

(単位:億円)

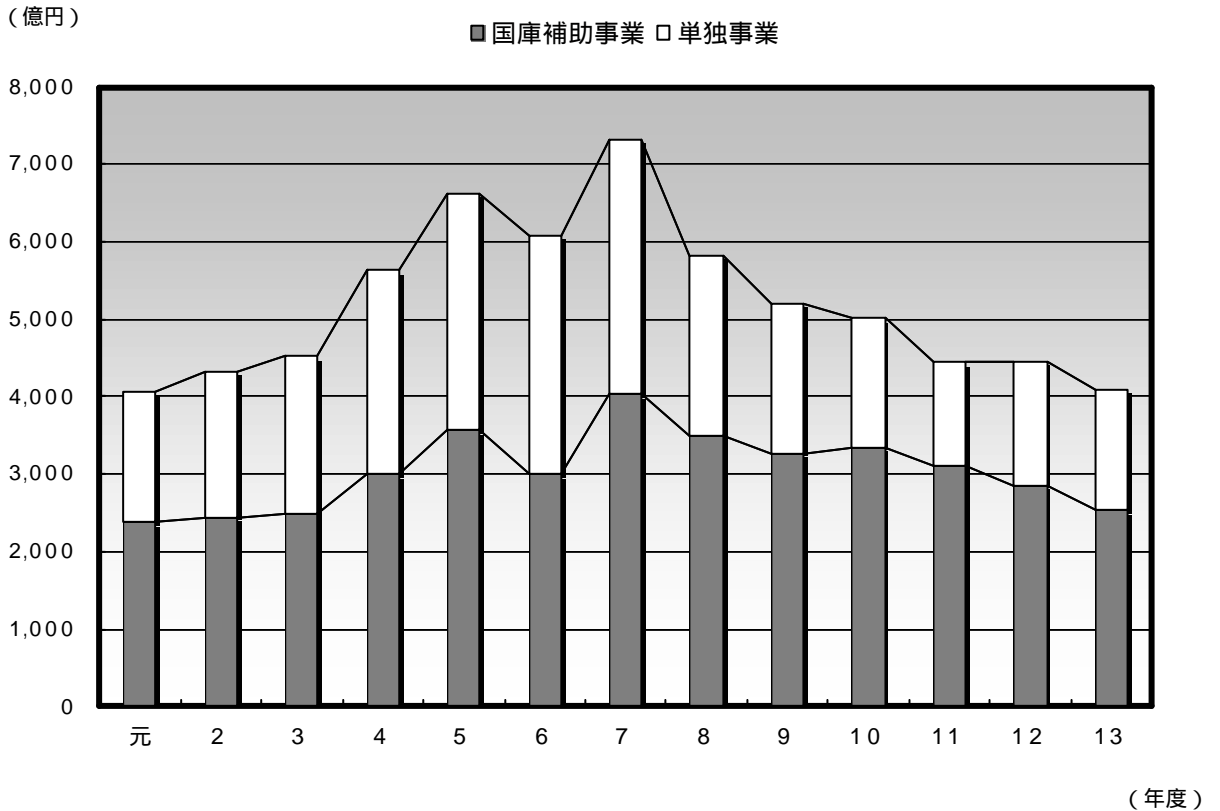
	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
決算上の収支	96	69	63	88	65	62	42	34	25	102	79	395
特別な財源対策	0	0	0	57	141	73	96	0	634	1,759	553	41
実質上の収支	-	96	69	63	31	76	11	54	34	609	1,861	436

(注) ここでいう「特別な財源対策」とは、基金からの借入れ及び府出資法人に対する貸付金の償還の合計額である。

歳出のうち義務的経費の推移 - 人員削減や昇給停止等により人件費総額を抑制
 景気対策等に伴う過去の地方債の増発により公債費が年々増加

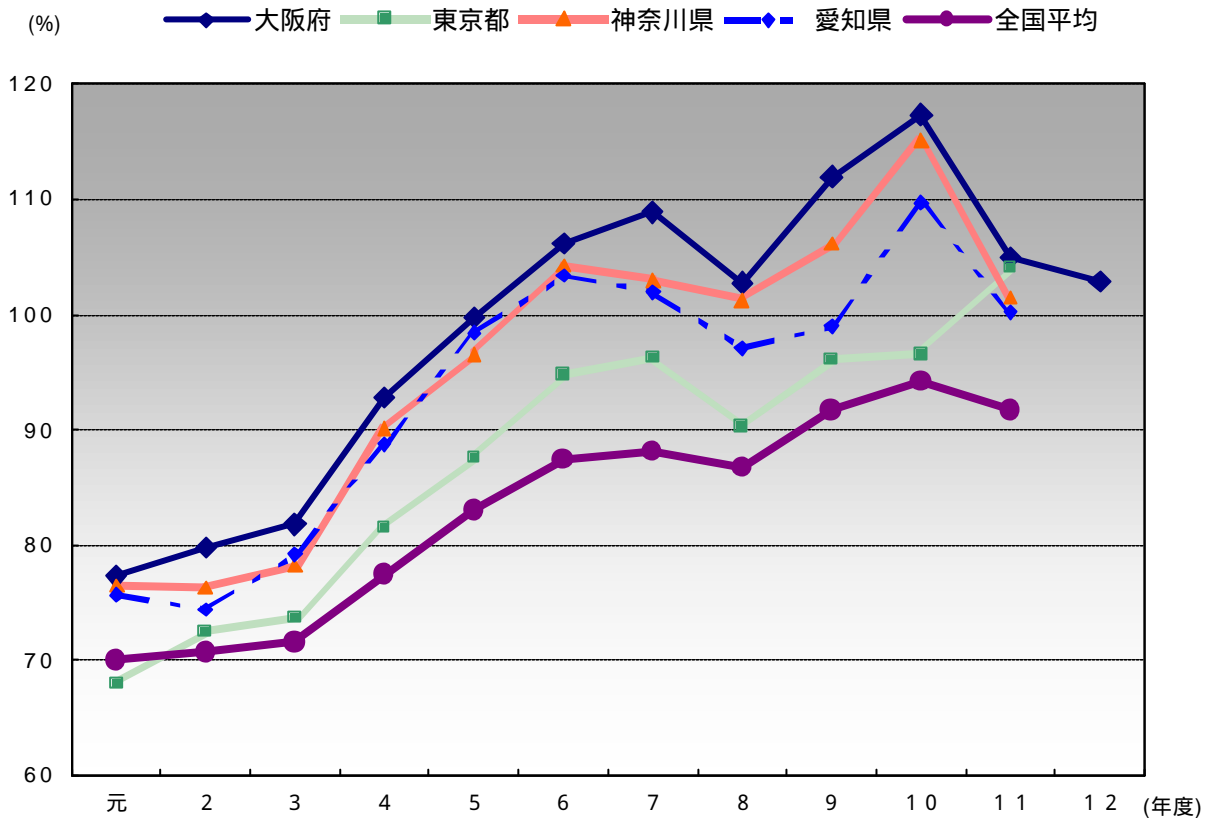


歳出のうち投資的経費(建設事業)の推移 - 8年度以降、単独事業(国庫を伴わないもの)を中心に抑制
 13年度当初における単独事業はピーク時(7年度)の半分以下に



経常収支比率の推移

-平成6年度以降、連続して100%を超える異常事態。4年度以降、9年連続して全都道府県中ワースト1(見込み)



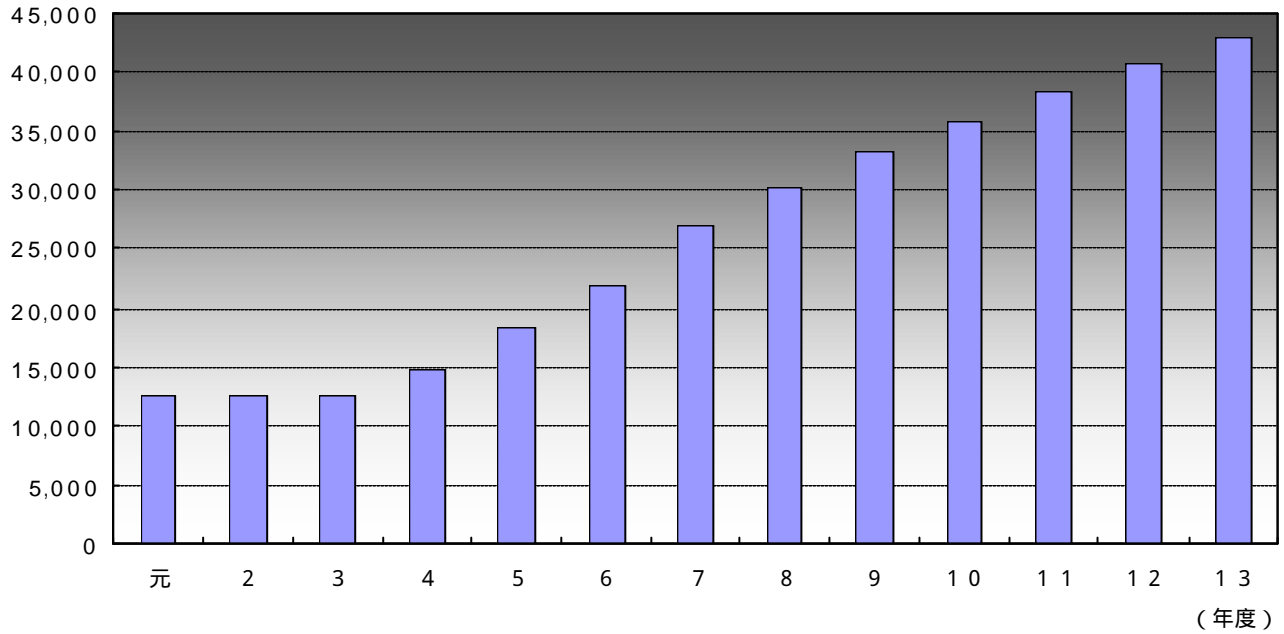
(注) 経常収支比率とは、地方税、地方譲与税、地方交付税などの経常的な収入に対する人件費、公債費等の義務的経費や、私学助成、老人医療費公費負担事業などの補助費等、毎年経常的に支出される経費の割合で、財政構造の弾力性すなわち臨時的財政需要に対する経常的な財源の余裕を示す指標となっており、通常70～80%程度が適正とされる。

財政の対応力の限界

- 府税収入の落ち込み等による財源不足に対して府は、税収が好調な時期に蓄えた各種基金の取崩し・借入れや府債の増発など、これまで、あらゆる財政的手法を活用して歳入を確保することにより対応し、できる限り府民サービスの維持・向上に努めてきた。
- その結果、平成13年度末において、財源として使える基金(減債基金における満期一括償還相当積立部分を除く)は、ピーク時(平成3年度)の1/10以下となるなど、ほぼ底をついている。また、将来の府債の償還を考えると、減債基金からの借入れによる緊急避難措置にも限界がある。
- さらに、近年、社会資本の整備をすすめるため、国の景気対策に呼応して実施した建設事業費の追加や、景気低迷や恒久的減税による府税収入の減収を補てんするための財源として府債を活用してきた結果、府債残高は、平成13年度末見込みで約4兆2,900億円程度となり、過去10年間で3倍以上に増加する見込みに至った。将来の財政運営を持続可能なものとしていくためには、府債活用の優先順位を厳しく見極め、公債費の増加を極力抑制する努力が求められる。

府債残高（年度末）の推移

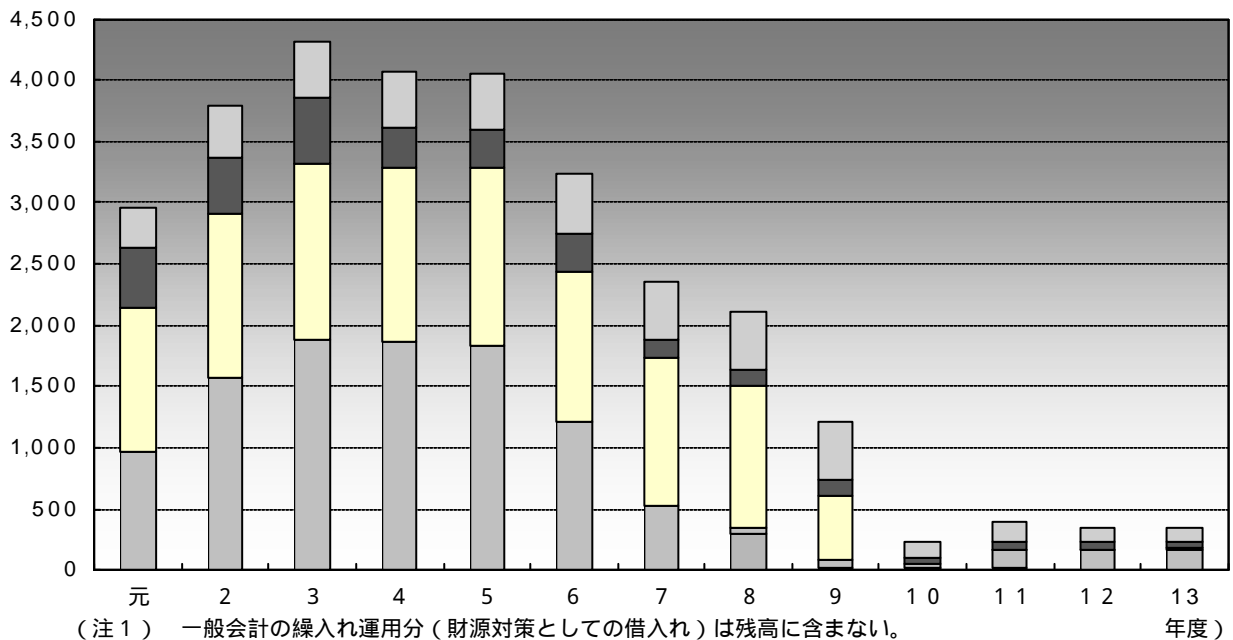
（億円）



財源として使える基金残高（年度末）の推移

（億円）

■ 財政調整基金 □ 減債基金 □ 公共施設等整備基金 ■ 土地開発基金 □ その他の基金



- （注1） 一般会計の繰入れ運用分（財源対策としての借入れ）は残高に含まない。
 （注2） 減債基金は、満期一括償還相当積立額を除く。また、土地開発基金は、現金ベースである。
 （注3） 災害救助基金、緊急地域雇用特別基金、介護保険財政安定化基金、情報通信技術講習推進基金及び中山間地域等農業生産活動等支援基金は除いている。
 平成13年度末における残高340億円についても、その多くは使途が特定されており、実質的には使えない。

2 財政再建団体になると

- 前述のとおり、大阪府は現在極めて厳しい財政状況に陥っており、現行の地方税財政制度のもとでは、このまま新たな取組に着手しない場合、今後とも多額の財源不足が発生し財政再建団体（正式には準用再建団体）に転落する危険性が大変高くなる。
大阪府が財政再建団体になれば、国の承認した計画に基づいて、過去に生じた赤字を一定期間内に解消する必要がある。このため、例えば、福祉や教育などの分野において実施している本府独自の事業の休廃止や見直しなど、歳入歳出全般にわたって、より一層厳しい対応を余儀なくされるものと考えられる。
- つまり、財政再建団体転落とは、例えば企業で言えば倒産、会社更生法適用となる事態であり、その場合国という管財人の下で再建を進めていくこととなる。従って、大阪府独自の政策判断は極めて制約されたものとなり、府民生活や府内経済活動に大きな影響を及ぼすものと見込まれる。こうしたことから、財政再建団体への転落はどうしても回避しなければならない。

■ 財政再建団体(準用再建団体)転落とは？

標準財政規模の 5%の赤字が発生
(府の場合、平成 13 年度ベースでは、およそ 640 億円程度)



- 府債の発行制限により、道路や河川の改修、交通安全施設の整備、府営住宅・府立高校の改築など、府民の暮らしや安全に関わる事業の多くが実施不可能となる。



- 仮にこれらの事業を府債を発行せずに実施するためには多額の代替財源が必要となり、乳幼児医療費の公費負担事業などの休廃止や府施設の使用料等の値上げなど、多くの府独自施策の見直しや歳入の確保が必要となる恐れが出てくる。



- 一方、この府債の発行制限は国に財政再建計画を提出し、承認を受け準用再建団体になることにより解除されるが、その場合、計画期間中において、累積赤字を解消するために府独自施策などの厳しい見直しが必要となるほか、国の指導・監督の下で府政を運営することになり、地域の独自性を踏まえた行政という地方自治本来の機能を果たすことが困難になる。

ちなみに、都道府県レベルで準用再建団体の計画承認を受けたのは、昭和 36 ~ 38 年の和歌山県以降はない。市町村の場合と異なり、府県の場合は、行政の範囲が広域で財政規模が大きく、所管する地域内では多くの市町村や関係団体が業務を営んでおり、万一、準用再建団体に転落すれば、その影響は計り知れないものがある。

3 財政再建プログラム(案)の取組成果と本格的な構造改革の必要性

財政再建プログラム(案)の意義と取組の成果

- 大阪府では、危機的な財政状況に対処するため、昭和54年度以来、22年ぶりに財政再建のための計画策定に踏み切ることとした。その結果、平成10年9月に、財政危機の克服と同時に、明日の大阪づくりに向けて、府政再生の基本的方向を明らかにすることを目的として、「財政再建プログラム(案)」を策定し、歳入・歳出両面にわたり徹底した見直しと社会潮流の変化に対応した施策の再構築などに着手した。
- この「財政再建プログラム(案)」を中心としたさまざまな行財政改革への取組により、平成11年度から13年度(当初予算)において、人件費や水準超過事業の見直し等による歳出の抑制で約2,240億円を削減した。また、税収確保や財産の処分による歳入増の努力等により約1,270億円を確保した。これらにより、当初見込まれた5,000億円を超える財源不足を何とか埋め、当面、財政再建団体転落を回避することができた。その意味で、「財政再建プログラム(案)」は、大きな成果を挙げたと言える。

〔財政再建プログラム(案)などでの主な取組(平成11~13年度当初予算)〕

歳出の抑制

人員の削減(約3,750人)	約380億円
給与の抑制(昇給停止等)	約630億円
事業の見直し(建設事業の縮減等)	約1,230億円

歳入の確保

税収の確保(法人事業税、法人府民税法人税割超過課税の延長等)	約990億円
府有財産の売り払い	約260億円
使用料・手数料の改定	約20億円

本格的な構造改革の必要性

- しかしながら、戦後の我が国経済がかつて経験したことのない長期不況の中で、予想を超える税収の伸び悩みや増加する公債費など、財政再建プログラム(案)で見込んだ収支見通しに変動が生じてきた。一方、将来の府政を見据えた施策の再構築についても、財政再建プログラム(案)は、その方向性を示したものの、必ずしもその全面的展開を図るまでには至らなかった。また、財政再建プログラム(案)に定めた緊急対策期間の最終年度である13年度以降の取組を点検するために、改めて一定の条件の下に長期財政推計を行ったところ、引き続き5,000億円を超える巨額の財源不足が発生することが見込まれた。
- さらに加えて、地方分権の本格的な進展や情報ネットワーク社会の到来、NPO活動等の活発化など府民生活、行政を取り巻く環境が急激に変化しつつある中で、府の役割の明確化、行政の執行体制・方法のあり方などが改めて問われる状況となった。また、バブル経済崩壊に伴う未曾有の地価下落により、この間進めてきた企業局のまちづくり事業の事業環境が極めて悪化し、これ以上の負担を将来世代に引き継がないために、ただちに事業の収束方向を見出す必要が生じた。
- 以上のことから、今、「右肩上がりの時代の府政」の施策・組織構造・職員意識を変革し、ただちに21世紀にふさわしい府政への改革を行わなければ、将来の府政に対する府民の希望と信頼は、見出しえないと考えた。そのため、財政再建プログラム(案)の意義と取組実績を踏まえた上で、本府の組織と施策の全面的な再構築、これに加えて出資法人改革や「負の遺産」の整理をも含めた、府政の構造改革を通じて大阪再生を目指すために、新たに行財政計画を策定することとしたものである。

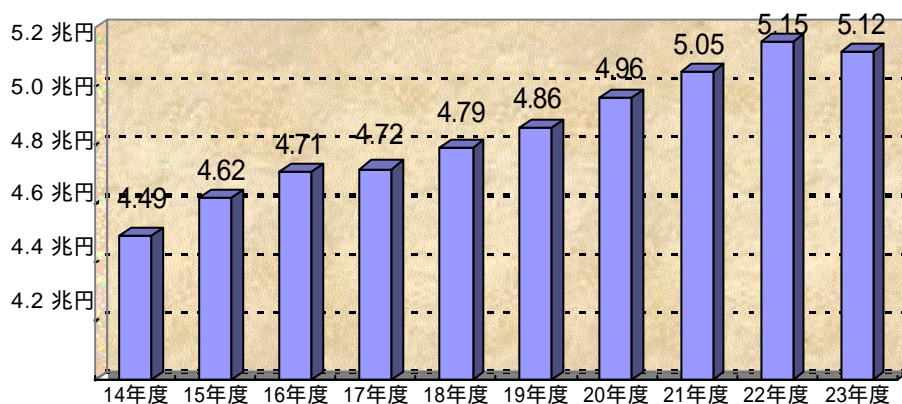
4 長期財政推計と取組後の財政収支の見通し

- 本府財政は、10 ページに示したように、一定の前提条件のもとに試算をすると、今後毎年多額の財源不足が見込まれ、ピーク時の平成 19 年度では約 5,700 億円もの単年度財源不足が発生する見通しである。
- このような状況の中で、今後の府行財政運営の方針として、本計画では将来の府政の役割を見据えつつ、施策の再構築、3,000 人の定数削減をはじめとする組織のスリム化、公の施設や出資法人の改革、更なる自主財源の確保などの様々な抜本的な取組を実施することとした。また、社会経済情勢の変化に機動的に対応し、府としてやるべきことはやるとの視点から、新たな課題などに対応して、必要な施策を行うための手段のひとつとして再生予算枠を設けることとした。
一方、将来の世代にその負担を先送りすることのないよう企業局事業を収束する、すなわち、「負の遺産」の整理等に取り組むための所要の経費を見込むこととした。
- これら府政の行財政改革を行い、かつ地方交付税や財政健全化債などの現行の地方税財政制度上活用可能な様々な財源対策を講じた姿が、「取組後の財政収支の見通し」(12 ページ)である。
- これによると、毎年度、様々な対策を講じた上でなお発生する財源不足への対応について、緊急避難的に減債基金から多額の借入れを行うことによって、単年度収支は減債基金が一時的に枯渇する平成 19 年度に赤字に転落するものの、総じて改善する。また、計画最終年度には減債基金からの借入れに頼らず、単年度黒字を達成する。その結果、若干ではあるが減債基金からの借入金の返済を行うことが出来る見通しである。
- すなわち、この計画を着実に実行すれば、再建団体転落の危機を克服できる見込みとなるが、一方で、実質的な累積赤字である減債基金からの借入残高は、10 年後には 9,300 億円を超える。この借入累計額は、2 月に公表した推計では 1 兆 600 億円であり、今回の「取組後の財政収支見通し」では、1,000 億円以上低減する見込みとなったものの、将来の償還のためには、なお借入金の計画的な返済を図っていく必要がある。また、府債残高については、財源対策や「負の遺産」の整理等に伴う府債の発行を行うため、計画前の 10 年間に比べ、その伸びは 1 / 3 以下に抑制されるものの (P5、9 参照) 10 年後には約 5 兆 1,200 億円を超える見込みである。

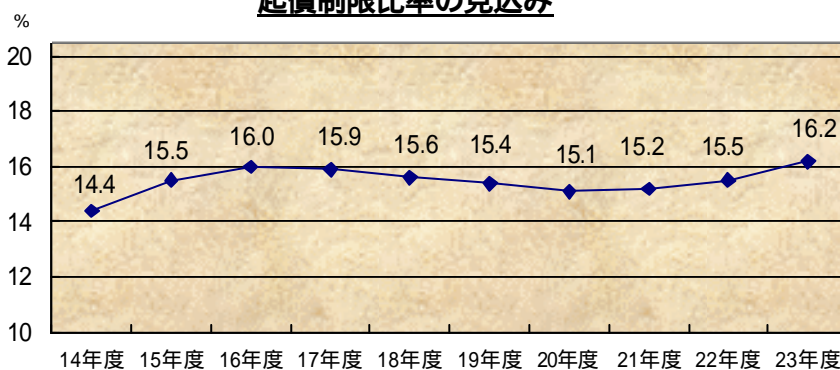
- したがって、今後は、公債費の増こうに伴い上昇が予測される起債制限比率に十分留意しながら、府債の計画的な発行に努めることが求められる。財政悪化に歯止めをかけることは出来たが、減債基金に頼らない財政運営の実現など、本来の財政健全化に向けては、さらなる努力を続けていくことが必要であるというのが現時点での今後10年間を見通した府財政の姿である。また、今後の景気動向や国による地方税財政改革の内容いかんによっては、引き続き府財政の状況は予断を許さない局面が発生することも考えておかなければならない。
- そのため、まず、本計画に記した取組の早期具体化を図るため、平成14年度から当面3ヵ年に取り組む内容を今年度中に明らかにするとともに、これにとどまることなく、たゆみない改革を行っていくこととするが、府の取組のみでは自ずと限界があるのも事実である。従って、今後、国に対し、地方分権時代にふさわしい地方税財政制度の確立を積極的に提案していくことはもとより、地方独立行政法人制度の創設をはじめとする本府の構造改革を推進するための制度改正についても、早期に実現するよう強力に要請していく。

計画期間中の府債残高（一般会計）と起債制限比率の見込み

府債残高の見込み



起債制限比率の見込み



起債制限比率とは、自治体の標準的な財政規模に対する公債費の占める比率の過去3年間の平均をいい、20%を超えると新たな起債発行に一定の制限がかけられる。府は平成12年度決算見込みで11.7%である。

■ 長期財政推計（7月試算）

- 別紙PDF文書参照 -

■ 長期財政推計（7月試算）の前提条件

財政収支の推計にあたっては、将来の税収、国の地方財政対策や各種の制度改正などを長期にわたって予測することは困難であるため、今、見通せる範囲内で一定の前提条件をおくことにより試算した。

歳出

人件費

職員数は、国の教職員定数改善計画を踏まえつつ、児童生徒数の変動に伴う教員の増減を見込んだ。

給与改定は、平成14年度以降、毎年0.5%と見込んだ。

扶助費

個別事業ごとに過去3カ年の実績伸び率等を参考に推計した。

公債費

各年度ごとの府債発行見込額から推計した。

準義務的経費（税関連歳出等）

府税収入見込額から推計した。

投資的経費及び一般施策経費

財政収支への影響が大きいと考えられる事業（総事業費が概ね30億円以上のものなど）で、現行の事業計画等をベースとして事業費を見込めるものについては、個別に積上げを行った。

その他のものについては、平成13年度当初予算計上額と同額とした。

歳入

特定財源（国庫支出金、府債等）

現行制度をベースに歳出連動で見込んだ。

府税

平成14～16年度は伸び率ゼロ、17年度以降は「大阪21世紀の総合計画」において予測した経済成長率のうち、最も低い1.3%の伸びを見込んだ。

一般歳入

譲与税、利子割精算金及び地方消費税清算金については、府税の伸び率に連動させた。その他については、原則として、平成14～16年度は個別積上げ、17年度以降は16年度と同額とした。

■ 行財政計画取組後の収支フレーム

- 別紙PDF文書参照 -

■ 取組効果額の主な内容

歳 出

施策、建設事業の重点化

施策については、主な施策再構築の取組のうち事業費にかかる削減額及び施策評価を踏まえた今後の見直しによって発生すると見込まれる効果額について見込んだ。

建設事業については、継続的に一定の額を確保して実施している建設事業について、おおむね10%の事業費を削減することにより発生する一般財源削減額及びこれに伴う地方債の発行の縮減による後年度の公債費の削減額を合計として見込んだ。

再生予算枠

厳しい財政状況のもとでも、大阪が抱える課題に迅速、集中的に取り組むため再生予算枠を確保することとした。なお、これに要する財源は主として上記2つの重点化に伴い見込まれる効果額の一定額を充てることとしている。

組織・定数、勤務条件の見直し

組織・定数については、全国で最も効率的な組織を目指した、一般行政部門における事務事業・出先機関の見直しやアウトソーシングの実施などによる10年間で3000人の職員定数削減と学校教育部門における定数削減に伴い発生する効果額について見込んだ。

勤務条件については、職員の給与について、事務のBPRなどによる超過勤務の縮減や通勤手当の支給方法の見直しなどで発生する効果額を見込んだ。

出資法人の見直し(公の施設含む)

大阪府と関わりが深いすべての指定出資法人の点検と府が設置している公の施設についての見直しを行う中で、法人の統合や廃止、府からの補助金及び委託料などの見直しにより発生する効果額を見込んだ。

「負の遺産」の整理等

企業局事業の全体の収束を図る「負の遺産」の整理に要する費用、府住宅供給公社の老朽賃貸住宅の建替促進策にかかる費用及び府土地開発公社の地価の下落に伴う含み損の処理に要する費用について見込んだ。

歳 入

交付税等財源対策

現行の地方税財政制度上見込むことができる額について、平成13年度の状況等を踏まえ見込んだ。

歳入の確保

府税の徴収率の向上や府有財産の売払い、使用料・手数料の見直しなどによる効果額について見込んだ。

減債基金の活用

一般会計においてその年度に様々な対策を講じても赤字の発生が見込まれる場合、本来、府債の将来の償還に備えて資金を蓄えておくべき減債基金から、当該年度の収支不足額(赤字額)を補てんするため緊急避難的に借入れを行う額を見込んだ。

■ 長期財政推計(7月試算)

(単位:億円)

区 分		平成13当初	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
歳	義務的経費	13,987	14,550	14,350	14,300	14,200	14,200	14,350	14,150	13,900	13,800	13,550
	人件費	9,784	10,100	10,200	10,100	9,950	10,150	10,350	10,200	10,000	9,750	9,500
	扶助費	788	750	500	500	550	550	600	600	650	700	750
	公債費	3,415	3,700	3,650	3,700	3,700	3,500	3,400	3,350	3,250	3,350	3,300
	準義務的経費	4,723	4,350	4,350	4,350	4,450	4,500	4,550	4,600	4,650	4,700	4,800
出	投資的経費	4,099	4,150	3,500	3,500	3,600	3,650	3,600	3,500	3,500	3,500	3,500
	公共	2,531	2,700	2,650	2,700	2,700	2,700	2,650	2,700	2,700	2,700	2,700
	単独	1,568	1,450	850	800	900	950	950	800	800	800	800
	一般施策経費	8,336	8,950	9,150	9,250	9,300	9,400	9,500	9,550	9,600	9,750	9,800
	歳 出 合 計	31,145	32,000	31,350	31,400	31,550	31,750	32,000	31,800	31,650	31,750	31,650
入	特定財源	11,258	11,700	11,300	11,300	11,400	11,450	11,450	11,400	11,350	11,350	11,200
	国庫支出金	4,009	4,050	3,900	3,850	3,850	3,900	3,950	3,950	3,900	3,900	3,850
	府債	1,795	1,850	1,450	1,400	1,500	1,500	1,450	1,400	1,400	1,400	1,300
	その他	5,454	5,800	5,950	6,050	6,050	6,050	6,050	6,050	6,050	6,050	6,050
	府税	12,480	12,500	12,350	12,350	12,450	12,500	12,500	12,650	12,850	13,000	13,200
	一般歳入	2,437	2,350	2,300	2,300	2,350	2,350	2,350	2,400	2,400	2,450	2,450
	歳 入 合 計	26,175	26,550	25,950	25,950	26,200	26,300	26,300	26,450	26,600	26,800	26,850
	要 確 保 財 源	(4,970)	5,450	5,400	5,450	5,350	5,450	5,700	5,350	5,050	4,950	4,800

(注1) 平成13年度当初予算における繰上充用金は除いている。

(注2) ()は、13年度当初予算における財源対策額である。

税関連実質収入	9,632	10,000	9,850	9,850	9,950	9,900	9,900	10,050	10,200	10,300	10,450
---------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	--------

(注3) 税関連実質収入とは、(府税 + 譲与税 + 清算金収入) - (税関連の市町村交付金、清算金支出、還付金等)である。

■ 取組後の財政収支の見通し

(一般財源ベース)

(単位：億円)

区分	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	
(A) 単年度財源不足額	5,450	5,400	5,450	5,350	5,450	5,700	5,350	5,050	4,950	4,800	
(B) 交付税等財源対策	3,800	3,900	4,000	4,050	4,150	4,250	4,300	4,300	4,300	4,350	
(C) 差引財源不足額 (A)+(B)	1,650	1,500	1,450	1,300	1,300	1,450	1,050	750	650	450	
(D)	施策の再構築	45	60	60	75	80	90	95	95	100	
	施策、建設事業の重点化	65	85	90	110	120	135	145	150	165	
	再生予算枠	20	25	30	35	40	45	50	55	60	
(E)	組織等の再構築	115	145	200	240	265	280	310	330	360	
	組織・定数、勤務条件の見直し	105	130	180	215	240	255	280	300	330	
	出資法人の見直し(公の施設含む)	10	15	20	25	25	25	30	30	30	
(F) 歳入の確保	150	125	170	165	220	150	185	145	125	185	
(G) 府の取組 (D)+(E)+(F)	310	330	430	480	565	520	590	570	580	650	
(H) 「負の遺産」の整理等	190	195	120	170	140	130	85	130	165	160	
(I) 差引単年度収支 (C)+(G)+(H)	1,530	1,365	1,140	990	875	1,060	545	310	235	40	
(J) 累積収支	1,530	2,895	4,035	5,025	5,900	6,960	7,505	7,815	8,050	8,010	
(K) 減債基金の活用(借入れ)	1,530	1,365	1,140	990	875	745	810	360	235	40	
(L) 単年度収支 (I)+(K)	0	0	0	0	0	315	265	50	0	0	
(M) 減債基金活用後の累積収支	0	0	0	0	0	315	50	0	0	0	
減債基金の状況	残高	1,333	1,010	854	393	148	0	0	484	1,094	2,028
	活用累計額	2,899	4,264	5,404	6,394	7,269	8,014	8,824	9,184	9,419	9,379

注) 減債基金の状況欄の活用累計額には、平成12年度の決算見込み赤字を解消するための活用額395億円と平成13年度当初予算での活用額974億円を含んでいる。